

## 朝日新聞の火災保険記事 反響と対策

朝日新聞の生活面「わが家のミカタ」で、'08年1月22日からの毎週火曜日3回にわたり、火災保険が取り上げられました。記事作成に協力をさせて頂いたこともあり、クルーにも火災保険について、たくさんのご質問やご相談をいただきました。

火災保険は「とりあえず契約しておきさえすれば」と、あまり考えずに手続きした人がほとんどだと思います。生命保険のように、劇的な家計改善効果が望めるわけでもないので、契約中の見直しの習慣も浸透していません。それでも何も起きなければ、「よく知らなくて損をしているんだらうな」くらいで済んでしまうかもしれません。

とはいえ、今のままで大丈夫かと感じていても、そもそもわかりにくいのが火災保険。自分ではどうしたらいいのか見当もつかないでしょう。それで客観的な意見を求めたくても、契約先以外の相談先すらなかなか思い当たらないのが多くの人の現実ではないでしょうか。

そこで、今回頂いたご質問のなかで、皆さまにも役立つと思ったものをいくつか紹介したいと思います。

### 「火災保険契約が3つあるが、全部から保険金を受け取れるのか」

もっとも多かったのがこの種のご質問でした。結論から言うと、複数の火災保険の契約をしても、建物（または家財など）の価値を超える保険金額を設定していない限り、それぞれから保険金を受け取ることができます。つまり、問題は契約件数ではなく、3契約の保険金額の合計がいくらになっているかということです。

とはいえ、1つの建物の火災保険を、わざわざ3つの契約に分けることは通常はしません。勧められるまま複数の保険会社で契約をしたりし

て、結果としてそうになっていたようです。となると、3契約の

合計保険金額は、建物等の現在価値を超えた金額になっている可能性も高いでしょう。その場合、超えた分の保険金額は無効です。よってその分の保険金は一切支払われません。

よって心当たりがあれば、代理店に建物等の現在価値の評価を依頼し、実状に合わせて契約を早急に修正しましょう

### 「火災保険の見積もりを取ったら、代理店によって数千万円の開きがある。どれで契約すればいいのか」

火災保険金額に設定できるのは、マンションの専有部分の建築費だけです。土地代や販売業者の利益分は含まれませんから、購入価格が3000万円のマンションでも、1000万円以下の火災保険金額になることもあります。

このケースは、火災保険金額が専有部分の建築費で設定されたものがある一方、マンションの購入価格で設定されたものがあつたということです。いうまでもなく、後者は誤った見積もりです。よってそのまま契約しても、超過分は無効になります。

正しい火災保険金額は、少なくともマンションの購入価格以下になると覚えておいてください。

### 「先日切れた火災保険契約が、掛け過ぎであったとわかったが」

現在、個々の火災保険が掛け過ぎについての損保各社の自主点検が続いています。点検の結果、掛け過ぎがあればすぐに適正な契約に修正されます。修正の結果、掛け過ぎ分の保険料は契約者に戻されます。この点検の方法は、1年以下の契約は代理店が訪問により確認します。

一方、2年以上の長期契約ですとDMが届きます。これで契約者自身が契約内容を確認、返信しなければなりません。返事をしないとDMが

再送され、最終的には取扱代理店が訪問することになるようです。

ある大手損保によれば、2007年3月時点で有効な契約について当該DMを発送しているとのこと。DMの対象となっている契約であれば、現在はすでに契約が切れた契約でも掛け過ぎとなった保険料が払い戻される取り扱いになるようです。

### 「火事で父が死亡。死亡への費用保険金が支払われていないようだ」

損害保険会社の商品には、「費用保険」という独特のシステムが導入されています。これは損害を補償する保険金とは別に、上乗せ保険金が支払われるシステム。たとえば、100万円の損害保険金が支払われる場合、その30%の30万円が「臨時費用保険金」として上乗せされます。よって契約者に支払われる金額は130万円となります。

費用保険には上記の臨時費用のほか、隣家への失火見舞金を支払う失火見舞い費用や、火事などによる家族の死亡等が対象になる傷害費用など、いろいろなものがあります。契約内容によってはあらかじめセットされていたり、特約として上乗せできるようになっています。よって、受け取れる保険金は、おおむね損害額以上になるはずである、と覚えておいてください。

さて質問のケース。お話を伺うと、契約しているのは火災保険ではなく、1年更新の火災共済でした。ただ、共済にも費用保険相当のものがあり、損害をカバーする共済金に上乗せされます。

全労済の火災共済の場合、種々の見舞金がセットされています。一方で都道府県民共済の新型火災共済は、シンプルなのが特徴。ただし、いずれの火災共済でも、火災による死亡は支払いの対象です。支払漏れに気づいたら、契約先を確認して、すぐに問い合わせをしてください。

(クルー 清水 香)